赤字部分を	<u> </u>	<u>用 人 数</u> fにはなれないが、技術		(用紙A4) E 5 月 1 日
営業所の名称		<b>έ事する者のこと</b>	事務関係使用人	合 計
本店	<b>3</b> A	1 人	1 人	5 人
主		できる者のこと		
許可 	可申請の場合は「申 付する場合は「決算	請日時点の人数」を 日時点の人数」を記	、決算変更届 載する	1に
	3 人	1 人	1 人	5 人

## 記載要領

- 1 この表には、法第5条の規定(法第17条において準用する場合を含む。)に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項(法第17条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者(申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。)をいう。
- 3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しく はハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

- Q1 「使用人数」にはどのような人が含まれますか?
- A1 役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者をいいます。なお、法人であれば常勤の役員、個人であれば事業主本人を含みます
- Q2 事務に従事する者(経理・営業など)が、国家資格(土木施工管理技士など)を有しています。この場合、どの区分に含めればいいですか?
- A2 「建設業法第7条第2号イ、口若しくは八又は同法第15条第2号イ若しくは八に該当する者」に含めてください
- Q3 兼業を行っています。兼業にのみ従事する者は、使用人数に含まれますか?
- A3 含まれません。建設業に従事する人数をご記入ください
- Q4 兼業を行っています。建設業と兼業の両方の職務を行う者は、使用人数に含まれますか?
- A4 含まれます。職務として建設業に従事することがあれば、使用人数に加えてください
- Q5 「その他の技術関係使用人」に該当する者が事務にも従事しています。この場合、どちらに含めればいいですか?
- A5 主として従事する職務の区分に含めてください
- Q6 実務経験を10年以上有していますが、それを証明する書類がありません。この場合、どの区分に含めればいいですか?
- A6 「建設業法第7条第2号イ、口若しくは八又は同法第15条第2号イ若しくは八に該当する者」 に含めてください。ただし、証明書類がない場合、営業所の専任技術者になることはできません
- O7 年度中に使用人数が変わりました。変更届は必要ですか?
- A7 不要です。ただし、当該年度終了後に提出する決算変更届に、この様式を添付してください。 その際は、決算日時点での使用人数を記載してください